

議員提出議案第 4 号

義務教育における30人学級の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月15日提出

提出者 熊本県議会議員

藤川隆夫

鎌田聡

城下広作

橋口海平

熊本県議会議長 池田和貴様

義務教育における30人学級の推進を求める意見書

次代の我が国を担う多様な子供たちの資質・能力を最大限育成するため、個別最適な学びを実現し、新学習指導要領の着実な実施を図る必要がある。このため特に、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材の一体的整備を更に進めるとともに、一人一台の情報端末の活用等により子供たち一人一人の特性や学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実を図ることが不可欠である。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえれば、身体的距離の確保など次なる感染症等の緊急時にあっても全ての子供たちの学びを保障する指導体制を整備することが喫緊の課題であり、ICT教育環境の整備と併せ少人数学級の早期実現が必要である。

本県の学級編制の標準は、小学校1～2年生は35人学級、3～6年生及び中学校は全学年40人学級となっている。その上で、限られた加配定数を活用し、地域や学校の実情に合わせた教員配置を行っているが、身体的距離の確保やICTを活用した個別最適な学びを実現するためには、さらなる少人数によるきめ細かな指導体制が必要であり、現状の措置では十分な対応は困難である。

政府においても、来年度概算要求において、令和の時代の新しい学びの姿として、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備を事項要求とし、現在、予算編成過程において検討を進めているところである。

よって、国におかれては、30人学級の推進に向け、義務標準法の改正を含む新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、段階的かつ計画的に実施するとともに、所要の財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
総務大臣	武田良太様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	萩生田光一様